

断熱窓

令和8年度 広島市家庭用スマートエネルギー設備等 設置補助金の手引き

広島市では、地球温暖化対策として、家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、住宅の居間の全ての窓に断熱窓の設置を行う個人に対して補助金を交付します。

※ 「断熱窓の設置」：ガラス交換、内窓設置又は外窓交換により既存窓を断熱窓へ改修するものをいいます。

1 交付対象

補助金の交付対象は、住宅の居間の全ての窓（ガラスを用いた開口部全て）（以下「居間の全ての窓」という。）に断熱窓を設置する工事です。

2 対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれにも該当する個人です。

- (1) 広島市の区域内に住所を有する個人（実績報告時に住所を有する場合を含む。）
- (2) 広島市税を滞納していない個人
- (3) 次のいずれかに該当する個人
 - ア 既築の一戸建住宅又は共同住宅の所有者であって、自らが居住又は賃貸する当該一戸建住宅又は共同住宅の居間の全ての窓に断熱窓を設置する個人
 - イ 既築の分譲共同住宅の区分所有者であって、居住又は賃貸する自らの専有部分にある居間の全ての窓に断熱窓を設置する個人

※ 一戸建住宅等に補助金の交付申請を行う個人以外の所有者^{注)}がいる場合は、住宅の居間の全ての窓に断熱窓を設置することについて、事前に当該個人以外の所有者の同意を得てください。

注) 分譲共同住宅の場合は、「所有者」を「区分所有者」に読み替えてください。

《居間の範囲》

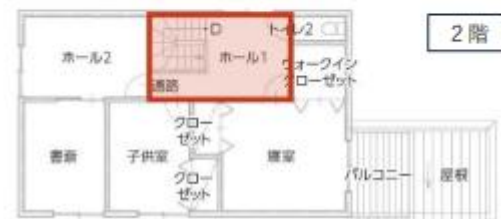
間仕切りが無く、平面でつながっている居室等は同一空間とみなし、居間を含む。

（右図の場合、台所と階段下収納）



間仕切りが無く、空間でつながっている居室等の窓の改修は不要。

（右図の場合、ホール1）



《「居間の全ての窓」に含まれない窓》

- ア 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
- イ 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
- ウ 換気を目的としたジャロジー窓
- エ 天窗
- オ 国の補助事業における補助対象製品として登録されている製品が既に設置されている窓

3 対象製品

補助金の対象の断熱窓は、次の要件のいずれにも該当する製品です。

- (1) 国の補助事業における補助対象製品として公益財団法人北海道環境財団及び住宅省エネ2026キャンペーン事務局により登録されている未使用のもの
- (2) 1件当たりの材料費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助金額・募集件数

補助金額：3万円/件

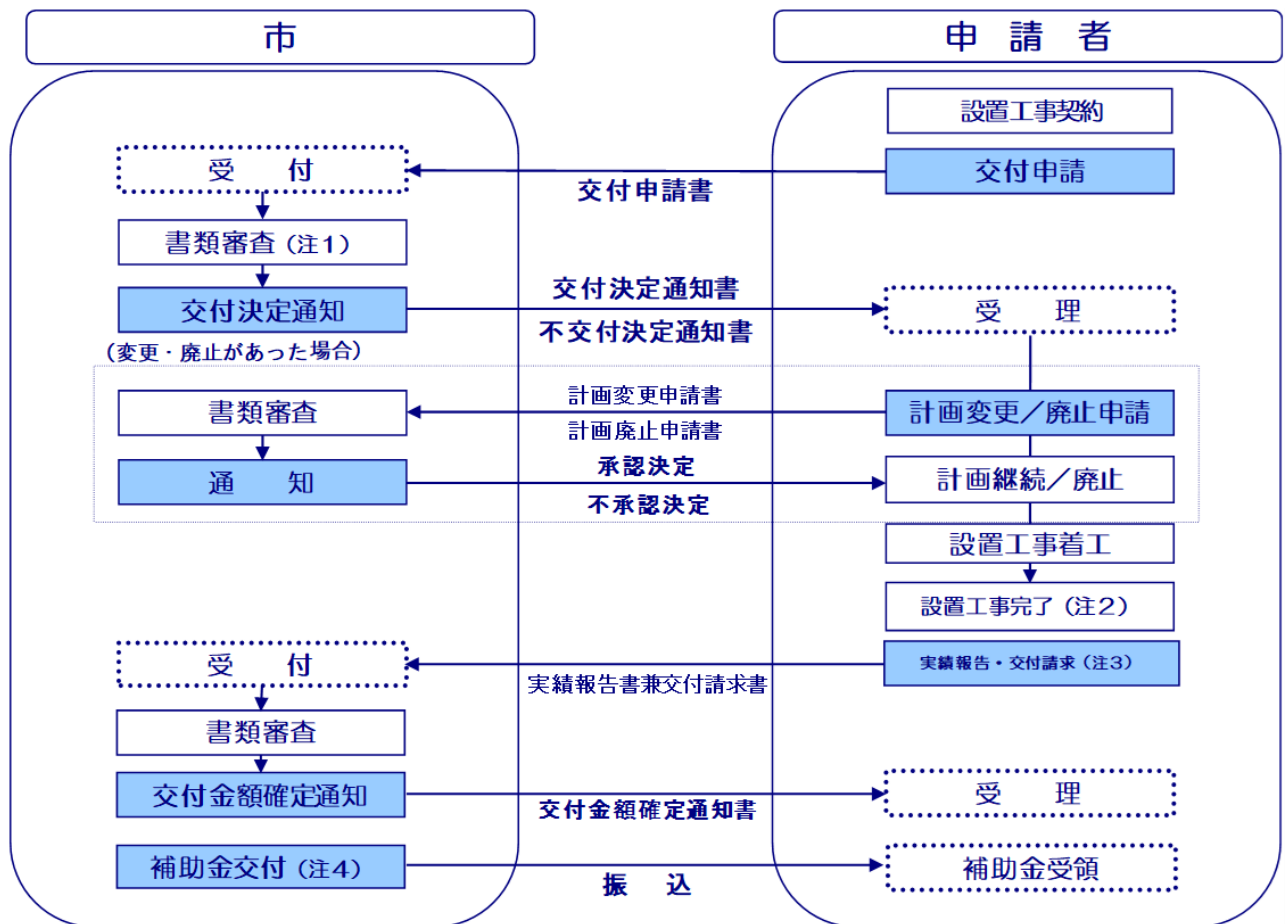
募集件数：60件

5 申請受付期間

令和8年4月15日(水)～令和9年1月29日(金)(必着)

※ 申請受付期間内であっても募集件数に達した場合は、受付を締め切ります。

6 手続の流れ



(注1) 交付申請に基づく書類審査には、受付から14開庁日程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。

(注2) 「設置工事完了」とは、設置工事が完了した日又は材料費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日とします。

(注3) 実績報告書兼交付請求書の提出期限は設置工事完了後、その完了の日から40日又は令和9年3月12日(金)のいずれか早い日までです。(最終日は、当日消印有効です。)

(注4) 補助金の交付は、交付金額確定通知日から概ね30日以内です。

7 補助金交付申請

(1) 交付申請方法

広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付申請書（第1号様式）及び添付資料を、次の宛先に郵送してください。

（申請・問い合わせ先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

制度の詳細や申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

広島市HP（総合トップページ） ▶ [くらし・手続き](#) ▶ [家庭ごみ・環境](#) ▶ [地球環境](#) ▶

[広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金（家庭用燃料電池、家庭用蓄電池、V2H充放電設備、断熱窓）▶断熱窓の補助制度について](#)

(2) 提出書類

ア 広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付申請書（第1号様式）

イ 工事請負契約書等の写し

工事請負契約書、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写しを提出してください。

ウ 断熱窓の材料費及び工事費の内訳が明記されている書類

(ア) 断熱窓の材料費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類を提出してください。

(イ) 材料費及び工事費は、窓、ガラス及び付属品に関する費用及びその据付等の費用です。

エ 明細書（第11号様式）

(ア) 断熱窓の概要が明記された明細書を提出してください。

(イ) 国の補助事業における補助対象製品として登録されている製品であることが確認できるものを添付してください。

オ 平面図

(ア) 室名（LDK、洋室、和室等）と窓の位置がわかる平面図又は間取り図を提出してください。

(イ) 窓の位置に窓番号を明記してください。

カ 「居間の全ての窓」に含まれない窓の確認票（第12号様式）

必要に応じて写真等を提出してください。

《国の補助事業における補助対象製品として登録されている製品が既に設置されている窓がある場合》

国の補助事業（既存住宅の断熱リフォーム支援事業「居間だけ断熱」）と同様に以下の書類の写しを提出してください。

(1) 建築士による証明書

補助対象製品として登録されている製品名、登録番号及び建築士登録番号、建築士の氏名を記載し、押印した証明書（書式自由）

(2) 建築士免許証の写し

(3) 該当する製品の出荷証明書

日付（発行日、納品日、施工日等）、発行先、発行者、製品情報（メーカー名、製品名、登録番号（Mではじまる番号）、数量・サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガラスの種類）が記載されていること

(4) 該当する全ての箇所の現況写真（全体が写っていること。また製品名及びガラスのグレードがわかるものがあればなおよい）

(5) その他市長が必要と認める書類

キ 断熱窓を設置する住宅の案内図

住宅地図等、断熱窓を設置する住宅の位置が分かる地図を提出してください。

ク 断熱窓の設置前の現況写真

- (ア) 断熱窓の設置前の現況を示す以下のカラー写真を提出してください。
 - a 断熱窓を設置する場所 ※対応する平面図の窓番号を明記
 - b 断熱窓を設置する住宅の全景
- (イ) 写真は、対象物の判別が確実にできるよう、画質が鮮明なカラー写真とし、A4の工事用アルバム等にとじたもの、又はA4の印画紙等に印刷したものを提出してください。

ケ 広島市税の納税証明書の原本（「市税について滞納がない旨」の証明書）

- (ア) 市税事務所、税務室、出張所等において、『納税（納付・納入）証明請求書』の「③証明書等の種類や必要数等について御記入ください」の項目に「市税について滞納がない旨」にチェックを入れ、また、「④提出先、使用目的等を選んでください」の項目に「市役所・役場」にチェックを入れるほか、必要事項を記入した上で申請を行い、納税証明書の交付を受けてください。
- (イ) 申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として350円が必要です。（申請手続きの詳細な内容については、市税事務所等で、御確認ください。）
- (ウ) 申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (エ) 広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第10号様式）に必要事項を記入した上で、提出してください。

コ 住民票の写しの原本

- (ア) 納税証明書を提出された方で、交付申請書と契約書等の添付書類の住所が一致する場合は、提出不要です。
- (イ) 上記以外の場合は、区役所市民課、出張所等において、『住民票の写し等の請求書・申出書』の「使用目的はなんですか」の項目について「補助金の交付申請に添付するため」と記入するほか、必要事項を記入した上で申請を行い、住民票の写しの交付を受けてください。（広島市外の場合、手続きが異なることがあります。）
なお、個人番号（マイナンバー）が入っていないものでお願いします。
- (ウ) 申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として300円が必要です。（申請手続きの詳細な内容については、区役所市民課等で、御確認ください。）
- (エ) 申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。

※ 本補助制度の補助対象機器の設置と同時に申請書を提出する場合、「ケ 納税証明書の原本」及び「コ 住民票の写しの原本」は、あわせて1通の提出で結構です。

サ 住宅所有者の同意書（第9号様式）

断熱窓を設置する住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、提出してください。

シ その他市長が必要と認める書類

- (3) 受付
申請の受付は、当課に到着した日を基準に行います。
申請受付期間内の申請であっても当該年度に受け付けた件数が、募集件数に達した場合は、達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了します。
なお、受付終了日に提出された申請については、抽選により、受け付ける申請を決定します。

8 補助金交付の決定・設置工事の着工

- (1) 交付の決定
受付を行った申請書等は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付決定通知書（第2号様式）**により通知します。
また、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）**により、通知します。

※ 交付申請に基づく書類審査には、申請書に不備がない場合で1.4開庁日間程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。

- (2) 設置工事の着工
設置工事の着工は、広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降に実施してください。

※ 補助金の交付決定通知書に記載された交付決定日前に、設置工事を着工した場合は、補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

※ 国や県の補助制度を利用する場合も申請可能ですが、補助制度によって補助対象や申請時期が異なる場合があるので御注意ください。

9 計画変更・廃止

(1) 計画の変更

補助金の交付決定後に、設置する製品を変更する場合や材料費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）を10%以上変更する場合は、**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置計画変更申請書（第4号様式）**を提出し、承認を受けてください。

材料費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）の変更が10%未満の場合は提出不要ですが、材料費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合は、補助金の交付対象外となります（「3 対象製品」を参照）。

(2) 計画の廃止

補助金の交付決定後に、計画を廃止する場合や申請した材料費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合には、**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置計画廃止申請書（第5号様式）**を提出してください。

10 実績報告・交付請求

(1) 実績報告及び交付請求方法

設置工事の完了後、その完了の日から40日又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までに、**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金実績報告書兼交付請求書（第6号様式）**及び添付資料を、郵送により提出してください。※ 最終日は、当日消印有効です。

《設置工事の完了について》

設置工事が完了した日又は材料費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日

※ 領収書の発行日が令和9年3月13日（土）以降の場合、補助金を交付することができませんので、御注意ください。

(2) 提出書類

ア 広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金実績報告書兼交付請求書（第6号様式）

イ 断熱窓に係る領収書の写し

断熱窓の材料費及び工事費の合計額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出してください。

ウ 断熱窓の出荷証明書又は納品書等の写し

断熱窓のメーカー名及び製品型番等が確認できる書類の写しを提出してください。

エ 断熱窓の設置後の現況写真

(ア) 断熱窓の設置後の現況を示す以下のカラー写真

- a 断熱窓の全景 ※対応する平面図（交付申請時に提出したもの）の窓番号を明記
- b 断熱窓が設置された住宅の全景

(イ) 写真は、対象物の判別が確実にできるよう、画質が鮮やかなカラー写真とし、A4の工事用アルバム等にとじたもの、又はA4の印画紙等に直接印刷したものを提出してください。

【現況写真に係る注意点】

断熱窓の設置後の現況写真は、設置前の現況写真と比較できるよう、できる限り同じアングルで撮影してください。

オ 住民票の写しの原本

(ア) 交付申請時に納税証明書を提出され、住所が確認できる場合は不要です。

(イ) (ア)以外の場合は、「7補助金交付申請」(2)提出書類 コ住民票の写しの原本 (イ)～(エ)」と同様です。

※ 本補助制度の補助対象機器の設置と同時に実績報告書を提出する場合、「オ 住民票の写しの原本」は、あわせて1通の提出で結構です。

カ その他市長が必要と認める書類

11 補助金の交付

(1) 補助金交付金額確定通知

提出された実績報告書兼交付請求書等の内容等について審査し、補助金の交付決定の内容やその条件に適合していると認めるときは、**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付金額確定通知書（第7号様式）**により、補助金交付決定を受けた申請者に通知します。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、交付金額確定の通知日から概ね30日以内に、提出された実績報告書兼交付請求書に記載された金融機関口座に振り込むことによって行います。

なお、指定する金融機関口座は、申請者本人名義のものに限ります。

12 その他

(1) 財産の管理

補助金の交付を受けた方は、補助金の交付を受けて設置した断熱窓を、設置工事の完了の日から10年以内に市長の承認を受けずに除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないでください。10年以内にこれらの行為を市の承認なく行った場合には、補助金交付決定を取り消し、**広島市家庭用スマートエネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書（第8号様式）**により通知し、補助金の返還を求める場合があります。

なお、上記内容は、1件当たりの材料費及び工事費の合計額が50万円以上の場合に適用されます。

(2) 広島市への協力

補助金の交付を受けた場合、次に掲げる事項の実施協力をお願いします。

ア 広島市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査

イ 広島市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が実施する事業への参加

(3) その他

ア 令和8年度に補助金の交付を受けられるのは、1つの住宅に限ります。

イ 補助金の交付は、本補助制度で定める年数内（補助対象工事等の完了の日から10年）において1回に限ります。

ウ 提出する申請書等は、パソコンによる入力又は黒のボールペンで丁寧に記入してください（消せるボールペン・鉛筆等不可、修正テープ(修正液)、砂消しゴムによる修正不可）。

エ 受付を行った申請書等の提出書類は、審査の結果に関わらず、返却いたしません。

オ 申請書等への押印は不要です。